批評・紹介

宋代科擧制度研究

荒木敏一 著

昭和四十四年三月　京都　東洋史研究會
A5判　四六三頁　索引一三頁

本書は著者の永年にわたる宋代科擧制度研究の成果を收めたもので、かつて『東洋史研究』『史林』『京都教育大學紀要』『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』『塚本博士頌壽記念佛教史學論集』に既に發表された論文十篇をも含む。著者自らの「あとがき」によれば、「二十餘年の研究の中間報告ともいうべきもの」とのことであるが、宮崎市定博士の「はしがき」にあるように、本書は著者が昭和三十六年、博士號を得られた「宋代科擧制度研究」と題する學位論文に小補を加えたものである。宮崎博士の『科擧』『九品官人法の研究』その他で開拓されてきた、官吏登用の面からする中國の制度研究上において、本書は、宋代の科擧制度をはじめて全般的に考究した著作として、少なからぬ意義を有する論考であると思われる。

「まえがき」から判斷すると、著者は、殿試の創設、登第卽釋褐の創始、別頭試の設置、糊名法及び謄錄法の設定、三歲一貢の制の制定、殿試に於ける策問の採用、明經諸科の廢止―進士科一本槍の確立―、殿試に於ける黜落制の撤廢、進士科に於ける詩賦の廢止、經義論策の採用等、宋代に創設された制度で、明淸にも受繼がれた重要な諸改革に注目し、これを宋代科擧の特殊性としているようである。この特殊性なる語がいかなる意味で用いられているかは曖昧であるが、科擧制度の確立期として宋代を位置づけられたものと判斷しておく。本書を通じて著者は、唐および五代の科擧制度との對比に於いて宋代科擧制度の特質を強調することに努めているが、兩者の差異は「科擧を執行する國家・朝廷の態度、或いは運營の精神」の相違に基づくとし、しかも唐代が中世的貴族政治の時代、宋代が近世的獨裁政治の時代として無前提に規定されており、唐・宋間の科擧制度の差異を說明する箇處はかなり表面的になってしまった感を免れない。著者が特殊性とか意義とかを強調される場合、後にも觸れるように、安易に近世的獨裁君主政治と直結することが多く、具體的な事實の綿密な考證が、かえって說得力の乏しいものになってしまっているのは惜しまれる。考證を單なる考證に終らせないためにも、事實と事實との具體的な連關と、それらの事實を含む全過程での位置づけとを踏まえて、或る事實の有する特殊性なり意義なりを正確に指摘する必要があると思われる。

本書は九章に分かれている。第一章　解試、第二章　省試、第三章　殿試、第四章　科目、第五章　范仲淹・宋祁の科擧改革案、第六章　北宋末南宋初期の科場と佛教、第七章　北宋時代の制科、第八章　制科と黨爭との關係、第九章　府州縣學の教官と其の試法。

以上のうち第三章までで全體の約八割を費しており、また宋代科擧の大容もほぼこの三章で明らかになるので、本稿では關連する第五章までの內容紹介にとどめることとし、第六章以下の論考については割愛した。なお卷末に宋代科擧登第者數及び狀元名表を附す。

第一章　解試。この章では、唐代の鄉貢との比較に於いて宋代解試の特徴を述べ、試驗官（解試考官）、試驗方法（解試取應）、試驗場（解試場屋條制）、合格決定その他（解額）等の實態を明らかにし、特殊な解試の例として、開封府解試と國子監解試とを考察している。「解試」は明清時代の「鄉試」であり、唐代には「鄉貢」と稱された科擧の第一段階である。「鄉貢」と「解試」との最大のちがいは、前者が地方（州縣）より中央（朝廷）へ人材を薦送するという形をとるのに對し、後者が擧力を試して人材を選拔するという形をとっていることにある、つまり中央と地方といずれが主體性を持っているかに唐宋のちがいがある、とする。また、唐代に行なわれていた「公卷」の禁止（事前工作として自作の詩文を貢院に預納する慣行の禁止）と「糊名・謄錄」の二法の採用（受驗者の氏名を最後まで明かさぬ方法の實施）とにより、專ら試驗成績によって人材を選拔する徹底した選拔主義、試驗至上主義が、宋代科擧の一大特徴でもあった。

著者はこの二點を宋代解試の特徴としておさえた上で、考試官の資格及び其の選差法、解試考官の組織と員數、解試考官の處罰等について述べる。考試官は太祖の頃、州の判官、錄事參軍から選差されていたが、やがて知州が行なうようになり、眞宗・仁宗頃には轉運司が掌るようになった。後には知縣・縣令・縣丞などが選差されることもあり、南宋に入ると寄居待闕官が充てられたこともあった。これら解試考官には、監試官・對讀官・監門官などの係官がある。監試官は解試の監督・不正行爲の監察を行ない、對讀官は謄錄官（第二章で扱う）の謄錄の脫誤を訂正し、監門官は貢院の門の取締りと擧人の身體檢査とを行ない、直接の試卷審査には考試官が當たる。これら試驗官の員數は、應募者數千人につき二、三名の割で、特に試卷審査は重勞働であった。これら試驗官が任務を全うしなかったり、請託などの不正を働いた場合には處罰された。

また、解試に應募する際は本貫（本籍地）の州府に限られていた。この本貫取應の原則はほとんど守られなかったらしく、冒籍・寄應がさかんに行なわれ、特に文人・學者が多く、合格率の高い京師で甚だしかった。

解試の期日は、福建・四川・兩廣等遠隔の地を除いて八月五日と定められていたが、實際は各州により區々であり、その間に不正が行なわれ易かったので、紹興二十四年（一一五四）、四川を除いて全國一律に仲秋の日八月十五日が解試（三日間行なわれる）の第一日とされるに至った。

大逆人・總麻以上親・諸不孝不悌・隱匿（服喪）・工商・異類・僧道歸俗之徒の七種に相當する者及び重病人は解試に應ずることはできず、官官・胥吏にも資格はなかったが、イスラム教徒・高麗人などには許されていた。年齡上の制限はなかったが、十五歲以下（一時十歲以下となる）は童子科に應ずべきものとされていた。服喪の際の赴擧は禁ぜられていたが次第に制限が緩和されていった。

宋初、進士科は詩・賦・論の三題及び帖經・墨義を試し、明經以下諸科は帖經・墨義を試したが、神宗のとき、王安石の言を用いて唐以來の明經以下の諸科を罷め、進士科では詩・賦を罷め、經義論策を以て取士する大改革を行なった（第四章　科目に詳述）。またそれより先慶曆四年（一〇四四）には范仲淹の建議により宋祁らが科擧の改革を奏上し、學校制が科擧制に隸屬する傾向を改め、學校を獨立させて人物本位の教育を確立しようとした。この奏上は宋會

要輯稿選擧三貢擧雜錄に記載されていて、北宋時代の科擧の具體的な運營方法を詳細に示した重要な記事である、その主な內容は、まず廣く學校を州縣に建て、敎授は轉運司及び本屬の長吏をして幕職州縣官中より選差し、解試の始まる時まで三百日以上學校で學習した者に始めて取解の資格を與える。また科擧法そのものについては、帖經・墨義を廢止し、策題・論・詩賦を三場に分ち試し、三場全部を通じて成績判定の上、及落をを決定する、學校敎育を尊重し人物養成に重點を置く觀點から糊名謄錄法は廢止する、といったものであった。この改革は約四年間實施されたがやがて舊に復した。

この范仲淹・宗祁の科擧改革については、第五章でもとり上げているが、著者はこの改革が結局四年で廢罷された理由について、ただ上封者の「便に非ず」との奏言があったこと、發議者范仲淹が參知政事を罷めたことをあげるのみである。當時の學校制度の實態や朝廷に於ける黨派間の力關係などとの關連をさらに深く掘り下げ、二十年後の王安石の科擧改革とも結びつけて、改革の必然性と改革內容の合理性・不合理性を明らかにした上で制度改革の意義づけを行なうべきであろう。

諸州の解試合格者總數は每擧平均一萬二千人〜七千人であり、唐代の每科千人以下に比較すると格段に多い。また、取解者の人數に對する及第者の人數（分數）が至道三年（九七七）以後定められるようになり、十對二、十對四、十對五と變遷し、眞宗末年には冗官の崩をもたらした。各州の合格者數（解額）は開封府及江南地方州軍の三〇〇〜三五五人を最高とし、保定軍、鎭戎軍などの一〜二人を最底として各州每に定められていた。仁宗嘉祐三年（一〇五八）には解額が半減された。これは四年に一回行なわれていた科擧を二年一回に改めたためである。諸州軍の解額は南宋に入っても大體增額の傾向にあった。なお眞宗治平三年（一〇六六）に三年一貢の制が確立し、これが常制となって明淸に受繼がれる。

以下、落第した擧子の再試驗、擧人を禮部へ解送する時の具體的手順と連保制度、京師での入見、「免解」の恩典等について述べ、開封府解試と國子監解試は別に節を立てているが、ここでは省略する。

第二章　省試。宋代科擧は原則として禮部尙書が掌り、解試・殿試よりも重要な地位を占めた、という前置きのもとに、省試考官についてまず述べている。省試の最高責任者として朝廷が選差する試官は知貢擧（知擧または知擧官ともいう）であり、六部の尙書及び翰林學士より選差する。原則として一名であるが、實際は二名以上、四・五名までの場合が多く、補佐役として同知貢擧が若干名任命される。また宋初では翰林學士を以て權知貢擧とする例が頗る多い。

知貢擧の職務は、第一に試卷の去取判定と問題作成、第二に省試合格者の姓名を天子に奏上すること、第三に省試執行に先立ち、連保の人々を引問し、解送狀を照合して間違いがないか確認すること、第四に試場に於いて試驗問題を擧人に出示し、問題に關する質問に答えること、第五に不正行爲の監察と違犯者名の上奏、の五つであった。知貢擧は「主司」または「主文」とも呼ばれた。

知貢擧を補助して試卷を審差する考官は內簾官と呼ばれ、眞宗のとき封印糊名を掌る官が始めて置かれ、のちに點檢官（點檢試卷官）と參詳官とに分かれた。擧人の答案は最初、封印官（封彌官または彌封官）の許で卷首を糊名して點檢官に回送され、點檢官は試官が

程式に合致しているかどうかを點檢し、且つその優劣をつけてこれを參詳官に送る。參詳官はまた獨自に試卷を審査し、おわって知貢擧に回送する。內簾官としては他に監守（監試官）がある。

閱卷に關係のない試官は外簾官と呼ばれ、封彌官・謄錄官・巡舖（捕）官・對讀官がある。封彌は唐代に糊名と稱されていたもので、糊名法は最初殿試に於いて設置され、後に省試・解試に及んだ。糊名のために特に一官を設けたのは眞宗景德四年（一〇〇七）、謄錄の法が省試に設置されたのは大中祥符八年（一〇一五）であった。封印の後、字號を附して謄錄院（謄錄所）に回送された試卷は、謄錄院で謄寫を行ない、眞卷（本答案）はここに存置し、謄寫したものが知貢擧（後には參祥官）に回送された。糊名法だけで防げない不正は、謄錄法を更に加えることによって始めて完全なものとなった。しかし封彌所や謄錄所に於いて「文卷毀棄・字畫改易」などの不正行爲が胥吏の手によって行なわれ、萬全なものとは言えなかった。その他の外簾官としては、諸科の人を取締る巡舖官、貢院の門を監視する監門官、謄錄官の謄錄の脫誤を訂正する對讀官などがあった。

省試は英宗治平三年に至り三年一貢の制が確立したが、その期日は正月中と定められ、南宋孝宗淳熙十六年（一一八九）以後は二月一日に開始することに改められた。省試の競爭率は六十六人に一人という特に多い年もあったが、北宋時代は大體九人乃至十四人に一人の割であった。

著者は次に試貢院の構造を述べた後、別頭試及び類省試に觸れる。類省試は南宋初期、非常時下に於ける變則的な省試として開始されたもので、北宋時代の別頭試を「類試」と呼ぶこともあって紛わしく、これを始めて取りあげたのは恐らく著者が最初であろう。

別頭試は、解試と省試に際し、避親の原則により、擧子・擧人の親戚が考官である場合かれらを一般の解試・省試とは別に、解試については轉運司で、省試については別試所で試驗したもので、眞宗の時に始まる。なお轉運司の許で行なわれた諸路別頭試については宮崎市定博士の『科擧』第二章に說明がなされている。

類省試は、金軍侵入後の混亂のため、禮部で省試を行なうことが困難となり、諸路で轉運司をして假りに省試を行なわしめ、從來の省試の奏額を各路に配分し、提刑使をして考官を精選せしめたものである。しかし考官に人材を缺き、種々の弊害が生じたため、紹興三年（一一三三）類省試は罷められ、省試を行在で行なうこととなった。翌年には川峽のみ類省試が復活したが、これは行在までの道程が遠いためと、四川の文化程度が高く、擧人が多かったためである。

糊名法と謄錄法とについては前にも觸れたが、著者はこれについて特に一節を設けている。謄錄法の採用により、唐代科場の風習であった「通榜」（擧子を知貢擧に推薦する際、推薦順に氏名を書いて手渡し、知貢擧の取士の參考に資する）を廢絕し、これが、著者の言を借りれば「四民平等の自由競爭・學力試驗を建て前とする科擧の正常なる姿」にした効驗を擧げている。その他糊名・謄錄法の効驗としては、前に觸れた「公卷」の廢絕を擧げる。「公卷」は「行卷」「溫卷」のように、事前工作の相手が私人ではなく、貢院に直接行なった點が特徵的であったが、宋初、この慣習は半ば公認された形になっていた。これが糊名・謄錄法の採用により、「公卷」には詩文の題目のみを錄して問題の重複を避けるだけの意味しか持

たなくなり、素學を覗る資料としての「公卷」の存在價値が失われた。「公卷」は賈昌朝の言により慶曆元年（一〇四一）に廢止された。

糊名・謄錄の二法は「通榜」「公卷」など事前運動の手段を失わせたが、試驗に應ずる者は、考官との間で預め示し合せて目印になる文字を定め、たとえ糊名・謄錄されてもその試卷が誰のものか判るようにする「卷中識號」の方法をあみ出した。この方法は「關節」とも呼ばれるが、「關節」には賄賂行爲も含まれる。「卷中識號」は太宗時代劉師道の弟幾道が殿試に於いて行なったのを始めとし、清代にも多くの例が見られる。

第三章　殿試。この章で著者は從來ほとんどまとまった考究のなされていない殿試成立の事情を述べ、殿試の試題、殿試に於ける黜落制の撤廢、殿試に於ける狀元決定の方法、殿試考官、殿試執行等を扱っている。

殿試成立の事情について述べるところを要約すれば、まず著者は殿試の創設を五代に於ける科場の紊亂に對する革弊策の一種またはその延長とみなす。宋太祖は節鎭の權を奪い儒臣尊重を唱えながら、その取士方針は非常に消極的かつ緊縮的であり、且つ嚴選主義であった事實に注目し、太祖にかかる態度をとらせたのは、唐末五代以來の科場の紊亂―特に請託―が甚だしく、太祖として從來の制度をそのまま踏襲できなかったためであるとする。これら情實を排除するための具體的方法として、第一に「座主門生」の稱を禁止したこと、つまり省試合格後に知貢擧と進士との間に生ずる一種の黨派的結合を禁止したこと、第二に「公薦」を禁止したこと、つまり知擧官が貢院に出向して省試を行なう際、臺閣の近臣文武官僚が、文藝俊優なりとの名聲ある擧人を知擧官に推擧する風を廢したこと、第三に「殿罰」（「殿擧」とも言う）を實施し、成績劣等の擧子に對し、制裁を加え、何回かの間試驗を受けさせぬようにしたこと、第四に貢擧官を嚴選したこと、第五に特賜進士出身者の性行調査を嚴命したこと、第六に本貫取解の原則を徹底させたこと、を擧げる。

これらの革弊策の施行にも拘わらず、情實も排除できなかったため、太祖は乾德五年（九六七）、省試の再試驗（覆試）を中書に於いて行ない、これが發展して開寶六年（九七三）に一應殿試の形式が整い、開寶八年には名實ともに殿試が確立した。第一・二回の覆試は臣下に命じて行なわせたもので、先例もあるが、第三回目には太祖躬ら出題し講武殿にて御試する新例を開いた。ただしこれは省試そのものの重複であったから、長編卷一四開寶六年三月辛酉の條、及び文獻通考卷三〇選擧三に言うように、開寶六年に殿試が始まったとする見解には從えない、とし、解試・省試・殿試のいわゆる三層の制が名實ともに確立した翌々開寶八年（太祖殂落の前年）を殿試創設の年とする。殿試は以後整備の度を加え、眞宗の時、「親試進士等制」の制定を見、清朝に至るまでほとんど變化しない。

太祖の殿試設立の直接の動機が省試の不正及第事件にあったこととともに、太祖が本來「制科」（臨時の勅選による取士）を尊重し、取士は天子躬ら行なうべしとする考えがあったことも殿試創設の遠因として擧げ、この節に於いて著者は殿試が太祖の科場革弊策の一法として創始せられたことを強調し、通常信ぜられている月並みな文治主義の採用ではなかった、と述べる。

次いで著者は正奏名進士（十～十五回以上省試を受驗した者や嘗

て殿試に落第した五十歳以上の擧人に、直ちに殿試を受けさせる特典）の例をとりあげ、試題に若干の區別が設けられていたことを指摘する。正奏名進士科は詩・賦・論、特奏名進士科は論のみで後に詩・論となった。この指摘も恐らく著者が最初であろう。

次いで殿試に於ける黜落制の撤廢について一節を設ける。つまり仁宗嘉祐二年（一〇五七）、全擧人に殿試合格の判定を下したことを指すもので、明清に至るまでの常制となった。太祖の殿試施行の意圖（不正を除くための再試驗）とはくいちがうが、黜落制撤廢の原因として著者は三點を擧げる。一　張元の西夏亡命事件、二　歐陽脩詆斥事件、三　富弼の殿試無用論がそれである。一は張元が殿試に失敗しその積忿をもって西夏に走り、宋に侵略抗戰させた事件で、その根源が殿試の落第制にあるとする議論をとりあげたもの。二は古文派の總帥たる歐陽脩が、讀書人間に流行する奇體・輕薄な章句の追放を圖ったために發した騷擾事件の再發を恐れたために黜落制を罷めたとする見解、三は知制誥富弼の意見を仁宗が聞き入れたためとする見解である。富弼は殿試成績審査官の陳容の貧困、僅か一日で詩賦三題を課するのは無理であること、從って充分擧人の才能を試し得ぬこと、成績審査期限が僅か十日のため審査の疏漏を來たすこと、の三點を擧げた結果、慶曆二年殿試停廢の詔を發したが、反對意見に押されて三日後に舊に復している。殿試そのものの撤廢が猛反對を受けたため、輿論を刺戟することなく、收恩の目的も達せられるとして仁宗は黜落制のみ撤廢することとした、という見解である。

著者が殿試黜落制撤廢の原因として擧げるこの三點はいずれも現象的な側面に限られているきらいがあり、仁宗時代に科擧全體が放漫に流れ出したことの社會的背景をさらにつっ込んでほしいところである。

第四章　科目。ここでは王安石による明經諸科の廢止と進士科一本槍の確立とを述べる。この内容については前に簡單に紹介したので省略するが、この意義としてわざわざ一節を設けながら、雜多な科目が整理されたことを強調して、「獨裁君主制の進行發展と決して無關係ではなかったのである」と述べるのみである。これではただ事實を強調しているに過ぎず、獨裁君主制との關係については何ら言及されていない。事實そのものをそのままで提示するのでは意義とは言えないと思われるが、著者のこのような叙述の仕方は本書にしばしば現われてくる。

また、新制度の創設なり改革なりが、それを斷行する個人の考え方のちがいに收約されてしまうような斷定の仕方が多々見られる。例えば殿試の黜落制の撤廢の際には「殿試設立者太祖と仁宗との間に科擧に對する考え方そのものに、大きな差違のあったことを示す」（三一二頁）と結論的に叙述したり、殿試の狀元決定に際して「太祖は角力を以て、太宗は答案提出の遲速で、眞宗は主として人物の外見により決定したが、各々その政策の相違が興味深く眺められる」（三一九頁）と述べているのがそれである。特に後者などは政策と呼ぶほどのものではなかろうし、制度・政策の運用・實施の際に現われる諸現象の社會的・必然的な側面とは嚴密に區別して分析するべきであろう。

なお長編・宋會要・文獻通考から同内容の記事を引用して三つとも列擧する場合がかなり多いが、中には無意味な羅列に終っているものもあり、本文を讀みづらくしている。

（島居　一康）